

東京工芸大学工学部/東京工芸大学大学院工学研究科 研究生募集要項(2025年度版)

1. 出願資格

工学部研究生: 大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者

工学研究科研究生: 大学院を修了した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者

2. 出願書類

- ① 研究生志願書(所定用紙)
- ② 履歴書(所定用紙、要写真貼付)
- ③ 最終出身学校の成績証明書(外国語による証明書の場合は、日本語訳を添付)
- ④ 工学部研究生: 最終出身校の卒業(見込)証明書
工学研究科研究生: 最終出身校の修了(見込)証明書
(いずれも外国語による証明書の場合は、日本語訳を添付)
- ⑤ 勤務先所属長の承諾書(所定用紙、就職している者のみ)
- ⑥ その他本学が必要と認める書類

====外国籍を有する志願者にあつては、⑦⑧⑨⑩⑪も提出してください====

- ⑦ 住民票の写し
- ⑧ 在留カードの写し(両面をコピーしたもの)
- ⑨ パスポートの写し
- ⑩ 経費支払者の残高証明書
- ⑪ 研究活動に関する誓約書

3. 研究期間

前期: 2025年4月1日(月)~9月12日(金)

後期: 2025年9月13日(土)~2026年3月31日(火)

・研究期間は学期単位で一年以内とします。但し、前期終了日及び後期開始日は年度により変わります。

・学期の途中で特別に受け入れを認められた場合の受入期間は、教授総会での受入承認日からとなります。

4. 出願期間

前期入学: 2025年1月24日(金)まで

後期入学: 2025年7月25日(金)まで

出願までに、指導希望教員と研究課題について相談していただく必要があります。教員とのご相談が済んでない場合、事前に教務課までお申し出ください。

5. 選考方法

指導希望教員が選考の上、教授総会の議を経て受け入れの可否を決定します。

6. 受入可否の通知

可/不可 いずれの場合も本人宛に郵便等で通知します。(受入許可の場合は、登録料・授業料納入について併せてご連絡します。)

7. 登録手続等

所定の期間内に、登録料及び授業料を納入してください。所定期間内に手続きを完了しない場合は辞退したものとみなします。

登録手続を完了した者には、「許可書」及び「学生個人カード」をお送りします。所定の期間内に学生課窓口にて「学生個人カード」を提出し、「身分証明書」を受け取ってください。

(次ページあり👉)

8. 登録料・授業料

研 究 生	登 録 料	授 業 料	(半期の場合の授業料:75,000円)
	100,000円	150,000円 (年額)	

- ・本学卒業生には登録料の減免があります。
- ・納付された登録料・授業料については理由の如何を問わず返還しません。
- ・研究期間が1年の場合、授業料は年額の1/2ずつを前期・後期の2期に分けて納入するものとします。
- ・学期の途中で研究生となることを許可された場合もしくは学期の途中で研究期間が終了した場合でも、当該学期の授業料全額を納入しなければなりません。

9. 安全保障輸出管理について

「外国為替及び外国貿易法」に基づいて、「東京工芸大学安全保障輸出管理に関する規程」を制定し、物品の輸出、技術の提供、人材の交流の観点から研究生の受け入れについても厳格な審査を実施しています。規程されている事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合や、教育が受けられない場合がありますので、願書の提出の前に希望する研究指導員と事前に相談するなど、出願にあたっては注意してください。なお、出願にあたり「研究活動に関する誓約書」に署名していただきます。

10. 出願及び問合せ先

出願受付場所：東京工芸大学 厚木キャンパス事務部 教務課

受付時間：平日(月～金) 9時～17時(12:00～13:00は除く)

〒243-0297 神奈川県厚木市飯山南 5-45-1

TEL：046-242-9623(教務課直通) メールアドレス：kyoumu.atsugi@office.t-kougei.ac.jp

研究生志願書（学部/大学院）

年 月 日			
東京工芸大学 殿			
氏 名			
わたくしは、このたび下記のとおり貴学研究生として志願したく、添付書類とともに提出いたしますので、ご許可くださるようお願いいたします。			
フリガナ			学籍番号
氏名			(継続の場合のみ記入)
NAME (ローマ字氏名)			生年月日 (西暦) 年 月 日
国 籍		性 別	男・女
			年 齢 歳
現住所	〒		電話番号 (自宅) - - (携帯) - -
勤務先	名 称		
	所在地	〒	
	電話番号 - -		
研究題目・内容	研究題目：		
	研究内容：		
研究期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	新規 ・ 継続 いずれかに○を付してください。		
希望する指導教員	専攻/学科名	工学専攻（大学院 工学研究科） 工学科（学部 工学部） いずれかに○を付してください。	研究室名
	教員名		
備考	(継続の場合は理由を入力すること)		

※研究生志願受付の際に取得した情報は、研究生の審査、学籍管理、連絡のために使用するものであり、これ以外の目的には使用しません。

年 月 日

就 学 承 諾 書

東京工芸大学
学 長 殿

所属機関名：

職名・氏名： ㊟

このたび、下記の者が貴学（工学部又は大学院工学研究科）の研究生として受け入れが許可されましたら、在職のまま在籍することを認めます。

記

所 属：

氏 名：

以 上

年 月 日

東京工芸大学学長 殿

氏名（自署）

研究活動に関する誓約書

私は、東京工芸大学（以下「大学」という。）への入学等において研究活動を遂行するのにあたり、「東京工芸大学における研究活動等に関する行動規範」の趣旨を十分理解し、以下の事項を遵守することを誓約します。

- 1 研究活動に関する法令及び大学規程等を遵守し、不正行為を行わないこと。
- 2 研究上知り得た秘密情報を、目的以外には使用せず、また開示・漏えいしないこと。
- 3 研究上知り得た技術情報を、大量破壊兵器、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造又は貯蔵に用いないこと。
- 4 大学の所有物を、無断で提供したり学外に持ち出さないこと。次のいずれかに該当する場合は、日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令及び大学規程に従い、所定の手続きを行うこと。
 - 1) 研究上の技術情報を在学中に外国において提供し、若しくは非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者（「特定類型」に該当する者という。）に対して提供しようとする場合、又はこれを在学（在職）後に提供することが在学中に明らかとなった場合
 - 2) 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を在学中に外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合、又はこれらを在学後に輸出することが在学中に明らかとなった場合
- 5 本誓約に違反した場合は、大学等による処分の対象となり、法的責任を負うこと。

以上

To President of Tokyo Polytechnic University:

Pledge for Research Activities

I fully comprehend the purpose of the “Code of Conduct for research activities in Tokyo Polytechnic University” and promise to comply with the following items, when carrying out research activities in my enrollment to Tokyo Polytechnic University.

1. To comply with the laws and regulations of the Japanese government and the rules and the regulations of the University and to refrain from any misconduct related to research activities.
2. Not to use the confidential information obtained in the course of research activities for any other purpose, nor to disclose or to divulge.
3. Not to use the technical information obtained in the course of research activities for the development, production, usage, or storage of weapons of mass destruction (WMD) or conventional weapons.
4. Not to provide nor carry out any property belonging to the University without a permission. In any of the following cases, if necessary, I will follow the procedures in accordance with the Foreign Exchange and Foreign Trade Act, the relevant laws and regulations of the Japanese government, and the rules and the regulations of the University.
 - (1) In the case that I intend to provide technical information related to a research to a foreign country or to a non-resident or a resident under the significant influence of a non-resident (i.e., a person falling under the “Specific Categories”.) during this period, or in the case that it becomes clear during this period that I will provide such information after leaving the University.
 - (2) In the case that I intend to export (send, take abroad, etc.) research equipment, materials used in research, or tangible objects by a research during this period, or in the case that it becomes clear during this period that I will export these items after leaving the University.
5. Violated of this pledge, I will assume the legal responsibility and shall be the subject to disciplinary action taken by the University and the other relevant organization.

Date: Year Month Day

Name: _____

(Signature) _____